

平成 23 年 1 月 28 日
保健福祉部厚生課

平成 22 年度第 2 回長野市社会福祉審議会議事録

1. 日 時：2011 年 1 月 28 日（金）13 時 30 分～15 時

2. 場 所：長野市役所第二庁舎 10 階講堂

3. 出席者：別紙のとおり

4. 要 旨：

（1）報告事項

平成 23 年度長野市の保育所保育料について

長野市立保育所の民営化等について

放課後子どもプラン施設の開館時間延長の実施について

老人憩の家ほかの利用者負担の見直しに係る答申について

第二次長野市地域福祉計画策定について

長野市福祉医療費給付金について

長野市障害者基本計画策定について

（2）その他

5. 詳細内容：

（1）報告事項

平成 23 年度長野市の保育所保育料について（保育家庭支援課）

平成 23 年度長野市の保育所保育料についてご説明させていただきます。

資料 1 をご覧ください。「1. 保育料改定の趣旨」でございますが、本市の公立・私立保育所の保育料の決定につきましては、法令上等審議会の答申を必要とはされておりませんが、本市では昭和 50 年から問う審議会の答申を踏まえながら保育料を決定しております。

「2. 保育に要する経費と保育料」の関係でございますが、保育所の運営は、本来、国が定めた運営費でまかなわれることになっており、その運営費は保護者と公費で負担することになっております。保護者は、国の示す保育料基準に基づいて市が設定した保育料を所得に応じて負担し、残りの費用を国と市で負担しております。

なお、本市では子育て世帯の負担に配慮して、国の示す保育料基準の一部を軽減して、市で保育料を設定しています。

「3. これまでの審議経過」でございますが、保育料については前年分の所得税額等を基に決定しております。今年の保育料につきましては、国の保育所徴収額基準

表の階層区分に新たに高所得者層の階層が新設されたことから、本市においても高所得者層に新たに 1 階層を新設しましたが、子育て世帯への負担軽減の配慮と少子化対策の一環として、その他の階層については、平成 21 年度の保育料と同額にしたところでございます。

「4. 国の動向」についてでございますが、現在のところ国から保育料の改定に関する情報はございません。平成 23 年度政府予算案の中でも、特に保育料については触れられておりませんので、改正は無い見込みと考えております。

「5. 平成 23 年度の長野市保育所保育料の方針について」でございますが、このような状況でございますので、本市では引き続き子育て世帯への負担軽減の配慮と、少子化対策の一環として、平成 23 年度長野市保育所保育料は据え置きとしたいと考えております。

次のページをご覧ください。この表は据え置きとした場合の平成 23 年度保育料月額徴収基準額表（案）でございます。保育料は「3 歳未満児」と「3 歳以上児」に分かれておりまして、更に世帯の所得によって A から D11 の 16 段階に分かれております。A は生活保護などの世帯でございます。D は市民税非課税世帯、C は所得税が非課税であります。市民税が非課税世帯、D は所得税課税世帯でありそれぞれの税額によりまして右側の保育料をご負担いただいております。また、同一世帯から複数の児童が通園する場合などは、年齢の低い児童にかかる保育料はカッコ内の保育料に減額されることになっております。なお、21 年度では、A 階層は全体の 0.3%、B 階層が 10.1%、C 階層が 11.4%、D1 から D6 までの階層が 51.3%、D7 以上の階層が 26.9%でございました。

以上平成 23 年度長野市の保育所保育料について説明いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【質疑応答】

(委員) 保育料について、国が負担する額、市が負担する額や割合は分かるのですが、トータルして一人にいくらかかっているのでしょうか。

(保育家庭支援課) ざっくりとした費用負担ですが、運営費の約半分を保育料となります。長野市は中核市ですので残りの部分を国と市で半々ということになります。

保育料につきましては、子どもさんの年齢によりましてそれぞれの保育単価が決まっております。0 歳から小学校未就学児までのすべての子どもさんの全体の運営費の総額を出しまして、そこから割り返して、こういう保育料を決定しているということです。

一人当たりということになりますと、年齢によって数値が変わってきますが、平成 21 年度の 57,652 円です。

(委員) 一ヶ月ですか。

(保育家庭支援課) 一ヶ月 57,652 円です。

(委員)一ヶ月平均して？

(保育課手支援課)はい。一人当たりの金額です。

長野市立保育所の民営化等について (保育家庭支援課)

資料2をご覧ください。

まず、資料の訂正をお願いいたします。

資料1の(1)民営化の主な経過、この項目の中の上から10行目「平成23年4月に開始」となっていますが、「平成24年4月に開始」に訂正をお願いします。

(1)民営化の主な経過でございますが、平成15年度に三輪保育園、川田保育園及び下氷鉋保育園について保護者に民営化計画をご提示いたしましたが、計画が早急であったことからご理解をいただくことが出来ず、このため保護者との話し合いに十分に時間を掛けるとともに丁寧な説明を心がけ、ご理解いただくように努めてまいりました。

また、保護者の民営化に伴う不安解消、子どもたちへの影響が少なくなるよう市の保育方針や保育園の保育環境の継続を図ることや、1年間の引継ぎ保育を実施するとともに保育園に勤務する市の嘱託保育士が民営化後も引き続きその保育園で勤務できるように、運営委託先に採用をお願いするなど民営化に対する不安の払拭に努めてまいりました。

こうした中で保護者のご理解をいただきまして、三輪保育園につきましては、平成21年4月から社会福祉法人ミツワ会による運営委託が始まりました。

川田保育園は学校法人朝陽学園により平成24年4月から運営委託を開始することに決定しました。平成23年度は一年間の引継ぎ保育を実施することになっております。

また、下氷鉋保育園については、保護者からのさまざまなご意見ご要望を踏まえまして平成25年4月から運営委託する計画に見直しまして、現在保護者との最終の話し合いを行っております。

なお、城東保育園につきましては、隣接する社会福祉法人済生会長野保育園へ平成23年4月に移管統合することを決定し、現在両園の園児・保育士合同による交流保育を実施しております。

つぎに(2)民営化の時期でございますが、ただいまご説明いたしましたので省略させていただきます。

(3)民営化後における市の関わり方でございますが、保育につきましては児童福祉法第24条において「市は保育に欠ける児童を保育園において保育しなければならない」と定められており、公立、私立に関わらず氏の責務でございますので、民営化後の保育園運営が適切に行われるように指導・監督をしております。特に、委託又は移管条件に沿った保育が行われているか検証するとともに、市の保育指導員に

より保育指針に基づいた定期的な指導・チェックを行ってまいります。更に、公立・私立保育園合同による保育士研修会、また公立・私立保育士の交流会を実施し保育士の資質向上を図ってまいります。

次に2．統合について、でございますが、まず(1)の信更地区でございます。信田保育園と更府保育園につきましては、平成20年2月に地域の区長会が中心となり、「信更地区保育園問題検討委員会」を設立し、児童が減少する中で地域の子育て基盤の根幹として、統合して一つの保育園を残すというご決定をいただき、市では信田保育園を統合場所として平成23年4月から統合することを決定いたしました。統合保育園の名称につきましては、地域の皆さんと保育園名を参考に「信更保育園」とすることにしました。

次に(2)戸隠地区でございます。戸隠地区の、戸隠中央・宝光社・東ノ原の3保育園につきましては、旧戸隠村のときから統合が検討されておりまして、長野市との合併後、合併特例債を活用して3園を1園に統合することにいたしました。建設場所につきましては、平成20年7月に地区区長会を中心とした「戸隠地区保育園統合検討委員会」において、旧長野吉田高校戸隠分校跡地に決定いただき、現在平成23年4月の開園を目指し建設中でございます。

なお、統合した保育園の名称につきましては、地域の皆さんのご意見を参考に「とがくし保育園」とすることにいたしました。

次に(3)豊野地区でございますが、「豊野さつき保育園」と「豊野みなみ保育園」につきましては、戸隠と同じく合併前から統合の検討がされていたものですが、長野市との合併後、合併特例債を活用して1園に統合することで検討してまいりました。建設候補地につきましては、平成20年7月に地区区長を中心とした「さつき保育園・みなみ保育園統合改築検討委員会」を設置し、両保育園の中間地点付近とすとのご提案をいただきまして、現在地権者と用地交渉をしております。

以上、公立保育園の民営化等についてのご説明をさせていただきましたが、なにごぶんご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【質疑応答】

(委員)よく分からないので質問して申し訳ないのですが、市営の保育園を民営化する場合の資金運営、経済的な問題はありますか。今現在のやつを無償で払い下げる、ということはなんとなく予想できるんですけども、あとの運営上の資金分離についても市から補助が出るんですか。

(保育家庭支援課)これは、資料2の(2)の表を見ながら説明させていただきます。ここに掲載されています、三輪保育園、川田保育園、下氷鉦保育園につきましては、運営委託による民営化でございます。ですからよく言う「公設民営」という形になりますので、費用等につきましては市の方ですべて負担することになります。城東保育園につきましては、「移管統合」ということで、今委員さんがおっしゃったとお

り、土地・建物を無償で譲渡するという原則的な形となっています。それと保育園の運営につきましては、私立の認可の保育園につきましては、費用負担の考え方は公立と同じでございます。運営費とは国が定めた金額で半分を保育料、残りは市から公費が出ているということで、認可保育園については公立と同じという形で経営ができるようになっております。

(委員) 結局、補助金は出るのでしょうか。

(保育家庭支援課) 出ます。

(委員) すみません。私も分からないので質問させていただきますが、民営化されるのは4つですね。しかしこの市立保育所というのは全部でいくつあるんですかね。そのうちの4つだけが民営化されるということなののでしょうか。

(保育家庭支援課) 今、長野市内で公立関係につきましては、41園がございます。そのほか4園が既に公設民営という形で動いております。ですから今回この41園の中で民営化ということで動いているのが、この4つでございます。

(委員) 私は豊野の出身ですもので、ちょっと「豊野保育園」についてお聞きしたいのですが、建設地は中間地点ということで決まっているということだったが、用地交渉については今どんな形にまで進んでいるのか、それから最後に統合して発足する目安というのは何年くらいになっているのか聞かせてください。

(保育家庭支援課) 先ほど説明したように用地交渉中なんです。大変デリケートな時期ですので、具体的っていうのはちょっと難しいんですけども、地権者と市で条件のすりあわせをしているところでございます。それと統合の日時でございますが、用地買収、建設工事等々がございますので今のところ具体的に何年というのは出ていないのですが、遅くとも26年度中には開園したいと考えております。

放課後子どもプラン施設の開館時間延長の実施について (生涯学習課)

それでは、7ページをお開きください。資料3でございます。上段と下段に分かれています。

概要を先に説明させていただきます。

現在の子どもたちを取り巻く環境では、核家族化、少子化あるいは不審者等の情報が入っておりまして、放課後の安全な居場所の確保をしてそこで遊び・学び・交流の場を提供するといった必要性が、時代背景にございます。

そこで下の三本柱というところで、長野市では既存の児童館・児童センターと併せて学校内の空き教室を利用して、安全・安心の居場所に活用していくという方向で事業を展開しております。また、放課後対策事業の一体化ということで、放課後対策には厚生労働省のほうの対策と文部科学省のほうの対策がございまして、こういったものを一体化した取り組みをしております。また、市民ボランティアの参加についても呼びかけております。

そういった背景の中、開館時間の延長の検討経過ということでございますが、実際に利用するお子さんと利用しないお子さんがいらっしゃいますので税負担の不公平が生じていること、子どもを取り巻く環境の変化ということで登録児童、親御さんがお勤めになっている等の理由で留守家庭あるいは是非入らせていただきたいと希望されるお子さん、そういった方々が増えておりまして事業費が増大しています。それから開館時間の延長を求める声が増えています。こういった背景がございまして、平成 19 年 6 月に、放課後子どもプランの利用者の負担につきまして社会福祉審議会に諮問させていただきましたものでございまして、ご検討いただいた中で平成 21 年 2 月に答申をいただきました。

この答申の内容が、通常時間分が月額 3,000 円、延長時間分は月 700 円でそのほかに減免制度が含まれております。そういった形でご提案をいただいた中で、その 10 月、市の方針ということで、長野市ではこのプランの推進事業を市内 56 全小学校区で実施することを第一と考えまして、精力的に学校区内のこのプランを開設するという方針を出しました。そういったことを第一としまして、今後もこのプランにつきましては現状どおり無料で実施していくという形で方向性が定められたものでございます。

下段の 4 ページでございまして、その後開館時間の延長の対応につきまして検討してきた中で、1. 開館時間を延長する理由ということで、仕事と子育ての両立支援策は重要な役割を担っている、「ながの子ども未来プラン」において放課後対策事業は、「仕事と子育ての両立の推進」のため重要な取り組みである、保育園では既に延長保育を実施しているという中で同様のサービスを放課後対策事業にも求められている、という背景がございました。

そこで利用者負担を実施していくという理由は、本市では放課後対策事業を無料で実施しておりますが、開館時間延長は、既存サービス外のサービス、つまり通常時間以外のサービスということで時間延長分については時間延長分の利用については改めて利用者負担をお願いするという方向性になりました。なお、通常時間分につきましては引き続き無料で実施していく予定でございまして。

実施予定時期でございまして、24 年の 4 月からを予定しておりまして、その間に各校区での保護者への説明、あるいは指定管理者等の打ち合わせ、あるいはシステムの開発等を行っていく予定でございまして。

平日は 13 時から 18 時までお預かりしておりまして、夏休み等のときは朝 8 時半から 18 時までお預かりしております。そういった中でその両側の 8 時半から 1 時間ないし 30 分前、あるいは夕方の 18 時から 18 時半ないし 19 時までこの部分を職員 2 名体制で実施したいと考えております。

利用者負担の内容でございまして、この負担につきましては、平成 21 年 2 月の本審議会の答申に基づき次のとおり実施したいと考えております。朝夕の 30 分ずつ

延長する場合にはお一人月額 350 円です。同じく 60 分ずつ延長する場合には月額 700 円でございます。減免制度は、生保世帯あるいは 1 世帯でお二人以上をお預かりする場合に適用します。

なお、この延長につきましては、各校区の運営委員会がそれぞれの利用者の皆さんの把握していただいて、それぞれ延長する時間を決定していただくものでございます。

また、お集まりする場合には延長はすべて事前登録制を考えております。実際に登録児童数になるか全体の事業費で見えますと、平成 22 年度は、現在 5,890 人をお預かりしております。事業費は 570,000 千円あまりでございます。再来年 24 年度になりますと、6,700 人が見込まれまして、事業費は 683,000 千円になります。そのうち延長にかかる分は 41,400 千円になります。同じく 28 年度は 7,000 人の利用者、経費が 702,000 千円、延長分は 43,000 千円分の経費が見込まれます。

次のページに見込まれる延長分の経費の内訳を表で示してあります。24 年度 41,400 千円の支出の内訳は、職員 2 名分の人件費 35,900 千円、システム等の経費で 5,500 千円でございます。収入につきましては、国庫補助金が 6,100 千円、市の単独費が 18,000 千円、利用者負担が 17,300 千円とほぼ半々くらいの持分になるかという概算でございます。28 年度の見込みにつきましてもご覧のような数字になっておりますけれども、ここで利用者につきましては登録児童の 45.9%、これは平成 19 年度にアンケートをとった数字ですがこの数字で見込んだものでございます。

今後のスケジュールでございますが、今日の社会福祉審議会を経まして、3 月議会で予算を可決していただきますと、新年度は各校区への説明、小学校等々での施設利用者への説明、また 12 月議会で関係条例の改正等を行いまして 24 年度の実施を目指すものでございます。

今後の方針ですが、国においては現在「子ども・子育て新システム」の検討が行われておりまして、23 年度閣議決定、24 年度の施行を目指しております。国の動向を十分に注視しながら、プランの有料化等を含めて反映させていきたいと考えております。就業する保護者の支援ということで、現在の長野市内の全 56 小学校区で学校内でのプラザの開設を進めていくということで、現在 34 校区で実施しておりますが、25 年度には 56 校区全区での実施をしていくということで、これからやってまいりたいと考えております。

以上で説明は終わりますが、ご理解とご支援ご協力をお願いしたいと思います。

【質疑応答】

- (委員) 学校の空き教室というのがなかなか無いような気がしているんですけども、そういうものが無い場合、今後どうするのかお伺いしたいと思います。
- (生涯学習課) 今、委員さんがおっしゃったとおり空き教室がなかなか無い学校について滞っている状況でございますので、学校の方といろいろ相談する中で完全に空

き教室が無い場合には、多目的ホールとかあるいは、教室ではなくて普段、図書室・理科室といった放課後から使えるような教室をうまく使わせていただくような調整等々を行っているところでございます。

(委員) 7 ページのところには延長利用者数の見込み人数が 45.9%ということで、平成 19 年度のアンケートということですが、現在はもうちょっと利用が増えるのではないかなと思うのですが、予定より増えた場合どうされるのかということと、それから職員 2 人体制ということですが、これは 56 校すべてのところで 2 名体制でやっていく予算で見込んでやっているのか、その辺のところを教えてくださいと思います。

(生涯学習課) 下の (アスタリスク) にございますように、全体の運営委員会の中で実施方法の想定が一時間を延長するところと 30 分延長するところを、半々くらいと見込んでおります。中にはニーズが無くて開館延長をしなくてすむところもあるかと思いますが、ここでは想定としては全てを反映しております。現在約 45%のお子さんを預かるということですので、その延長については 2 名体制ということで当初は予定しておりますけれども、今後この利用者が想定したよりも大幅に増えていくということになった場合には、職員体制は改めて考えていきたいと思っております。

(委員) 特別支援教育とのかかわりでちょっとお尋ねします。今説明いただいた登録児童数の中で、学校の支援学級に在籍しているお子さんがどのくらいいるのかということは、お分かりでしょうか。

(生涯学習課) 今データがこちらには無いので、お時間をいただければ後ほどお示しできると思います。

(委員) おそらく現実にはほとんどいないのではないかな、という気がするんですけども、まあ当初っていうのはゼロに近いでしょうが、ご承知のように障害のあるお子さんのお宅の活動というのは、形状の発達差以上にきっとニーズがあるだろうと思うのですが、それを放課後子どもプランの中でどうサポートしていくかというのは大きな課題のひとつだろうと、私は思うのですが、この施設でそういうお子さんを十分に受け入れられる体制を作っていくって欲しいと願っています。

それからもうひとつ、そうは言っても今の話にもありましたけれども、職員 2 人の体制を基本にやっているという中では、十分安心安全な支援が出来ないというのであれば、それなりの別の考え方で方法もあるのではないかと思います。たとえば同じ市の校区の中に特別支援学校がありますよね。その学校の施設と、このプランの中でいう場が出来ないか。そうすると今のような支援学級にいる子どもさん、通常学級にいる子どもさんの支援をするということになるし、特別支援学校の公聴会をやっておりますけれども、そこに通っている長野市のお子さん行き場が無いです。福祉サービスで利用しているというのが現実です。学校種が違うだろうとか障害が

重いだろうとか、何かこう打破できないものでしょうか。

(生涯学習課) ありがとうございます。この課題については、私どもも十分に配慮させていただきたいと考えておりまして、実際に障害児をお預かりしている児童館等では作業員さんの方と相談しながら手当てを考えましたり、お預かりすることに支障が無いような対応を、これからよりいっそう対応するために、実は新年度も障害児の加配ということで予算を獲得するための要求をしてございますので、今後もその部分に力を入れていきたいと思っています。

また後半の質問につきましても、今後学校側とも連携をとりながらそういった対応について精力的に取り組んでいく必要があるというように考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

(委員) 今回は報告ということで、私は施設長会の会長ということの立場での要望等もいろいろあるんですけれども、分科会の方でそのことをやるのであれば、そちらでやりますけれども、一応お聞きします。この最後の職員人件費ということで計上されているわけですが、例えばこの計算を逆算していきますとそれなりの数字になるかと思えます。具体的に計画された時点でたとえば一時間やった場合に、職員にはそのくらいのクラスの給料が与えられるのかなあという風に疑問に思いまして、その点をちょっとお聞きしたいと思いました。お願いします。

(生涯学習課) 現在職員の皆さんに賃金としてお願いしている一時間あたりの単価と同等と考えております。特に割り増しは考えておりません。よろしくお願いします。

老人憩の家ほかの利用者負担の見直しに係る答申について(老人福祉専門分科会長、高齢者福祉課)

(老人福祉専門分科会長) 資料 4 老人憩の家ほかの利用者負担の見直しについて、まずご説明したいと思います。資料 4 の 2 面をご覧ください。老人福祉センター等の講座受講料の有料化について、行政サービスに対する市民負担の公平性を確保するなどの観点から、現在、無料で提供している高齢者福祉課の講座に関する事業について、利用者負担を導入すべきと判断しました。

老人福祉センター等で実施する各種講座は、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを目的としており、高齢者の閉じこもりを防止すると共に介護予防対策としても期待される事業で、高齢者福祉の観点から公共性の高い重要な事業です。

また、利用者負担の導入に際しては、本来ならば導入はどうかという件もございましたけれども、まったく無料ですと、登録して全然出席されないという方もいらっしゃるということですので、平成 21 年度に答申しております「独居高齢者等緊急通報システムの設置事業の利用者負担の導入について」等との整合を図ることが重要でございますので、以上のことなどから当審議会老人福祉専門分科会において検討した結果、事業運営にかかる講座開催の直接的な経費を対象として、その

25%程度を利用者に負担していただくのが妥当との結論に至りました。金額に換算いたしまして、老人福祉センター等では講座 1 回当たり 100 円程度、ながのシニアアカデミーでは、年間 4,000 円程度を基本とするものです。

なお、実施にあたっては、市の他部局において実施しております類似事業を整理・統合するなど、市としての横断的な実施体制の見直しを図り、一層の効率的な運営と提供するサービスの充実に努め、利用者の満足度が向上されるよう予め取り組むべきであることを申し添えます。講座を市ではいろいろやっております、横で眺めたときに整合性が取れるかどうか、というようなことが分科会でも出ましたので、その辺は是非お願いしたいと思います。私の方からは以上です。

(高齢者福祉課) 引き続きまして、私の方から説明させていただきます。ただいまの会長さんからの答申内容の報告に関しまして簡単に補足の説明をさせていただきます。

引き続きご覧いただいております資料「老人憩いの家ほか利用者負担の見直しに関する検討報告書」、この報告書につきましては、分科会において検討した内容や資料を含めたものでございますが、こちらによりまして説明させていただきます。「2 見直しの背景」をご覧いただきたいと思います。(1)に記載してありますように、老人福祉センター等で開催している講座等につきましては、教材料費等の実父を除き無料でございますが、松岡さんからの説明にもあったんですが、参加申し込みをしたまま実際には参加しないなど、無料による弊害がございます。中には抽選となる講座もございますので、本当に参加したい方が参加できないこと、更に(2)にございますとおり、受益者負担の原則が適用されていないとのことから、受講料の有料化について検討いただいたものでございます。

次に「7 利用者のアンケート調査結果」でございます。これは分科会におきまして利用者負担を検討するにあたり、実際の利用者にアンケート調査を実施した結果で 835 人から回答をいただいたものでございます。このうち一番最後に講座の受講理由を伺っています。

回答では「体や脳の健康のため」という理由がもっとも多く、高齢者の健康への意識の高さが伺えます。その一方、市の講座は「無料で安いから受講している」という回答も 16%あり、受講料の金額しだいでは受講するかしらないかを左右する大きな要因になるものと考えられます。「受講料の額」につきまして、お尋ねしたものでございますが、一回あたりの受講料は 100 円であれば今までと同じように受講するという回答が最も多く 37%ございました。以下、200 円までという方が 32%、300 円までという方が 19%となっておりまして、1 回あたりの受講料を 100 円までとすれば、88%の方が今までと同様に参加するというような形で集約できますことから、利用者の大多数の方は有料化に対してご理解を示していただいているものと考えております。

次に 5 ページをご覧くださいと考えております。受講料の算定のうち、(2)老人福祉センター等の受講料の算定の部分の 負担割合についての部分をご覧くださいと思います。会長さんからのご報告にもありましたように、昨年度に検討いたしました緊急通報システムの利用者負担につきましては、かかる経費の 25%としました。

2 つ目に、講座に参加いただくことが介護予防につながるといった施策的な意図があるという点がございます。

3 点目、アンケート結果から参加者の意向を最も反映できること、これらのことを総合的に勘案いたしまして、経費の 25%を利用者に負担いただくという方針にしまして、答申として取りまとめていただいたものでございます。以上で私からの説明を終わりにします。

【質疑応答】

(委員) 1 ページの見直しの背景(1)申し込みしたまま参加しないなど、無料の弊害があるということですが、これは実際には何人くらいの方が申し込んで参加しなかったのか、人数を具体的に教えていただきたいんですけども。

それからもうひとつ 4 ページのところを受講料の額のところで右のグラフのところの「受講しない」が 9%になると思うのですが、これは実際の受講者の何人くらいの方に該当するののかというのが二つ目。それから三つ目ですが、5 ページのところに負担割合ということであるんですが、「独居高齢者等緊急通報システム設置事業の利用者負担」ということで、確か 300 円になったと思うのですが、ただ生活保護世帯については無料ということで、低所得者については無料という方向の考えがあるのかどうか、お願いしたいと思います。

(高齢者福祉課)最初、1 ページになりますけれども実際に参加しなかった方について、何人くらいいたのかということですが、申し訳ございませんが具体的なデータのなものについて持ち合わせておりませんので、これについてはお答えしかねるという状況でございます。申し訳ございません。

それと二つ目、4 ページ目でございますが、受講料の額のアンケート結果で 9%が受講しないということであれば実際には、正確にはあれなんですけれども、延べ人数で年間 5 万人を超える受講生の方がいらっしゃると思います。従いまして、受講しないということになりますと、その一割近くの方が、たとえば単純にですね、このデータを当てはめれば、そのくらいの方の受講しないきっかけになるかもしれない、というふうに考えております。

それと三つ目のところでございますが、負担割合につきまして、緊急通報につきましては、生保世帯における例外的に基本徴収を見合わせるという実態を受講料についてどう考えるかということですが、まだ具体的には確認してございませんが、基本的には受講料についてはおそらく他の講座等について、減免規定とい

うものがあるのか確認しておりませんので、今のところは押しなべて受講料を徴収するということになると思っていますが、いずれにしても詳細については、今後具体的な手続き等の中で調整をかけていくということになると思います。

第二次長野市地域福祉計画の策定について（地域福祉専門分科会長、厚生課）

（地域福祉専門分科会長）第二次長野市地域福祉計画の策定につきましては、本審議会から付託を受けまして、約一年半の間、地域福祉専門分科会において慎重に審議してまいりました。現在市内各地区で住民自治協議会が本格的に活動を開始し、地域福祉活動が推進されているわけですが、この取り組み状況にはばらつきがございまして、地域福祉活動に対する戸惑いも見受けられております。市民の参加と行政や事業者との協働による地域福祉活動を活性化するためには、それぞれの立場における明確な役割分担の位置づけが必要と考えます。このような観点から本分科会においては慎重に審議した結果、第二次地域福祉計画（案）を決定しました。

なお、計画案につきましては資料の 5-1 において概要を説明いたしますので 12 ページをご覧ください。はじめに 1 の計画策定の趣旨についてですが、これまで長野市地域福祉計画に基づいて地域福祉の諸施策を推進してまいりましたが、この間、介護保険制度の地域密着型サービスの創設、それから在宅医療の推進、障害者の地域での自立、それから精神障害者の地域への移行等各制度において地域への移行がキーワードとなっておりまして、地域で支える仕組みの構築が求められているところでございます。

また一方、地域において少子高齢化の進行等を背景に、これまでの家庭や地域社会での人と人とのつながりが、ご存知のように大変希薄になってきています。

そこでこうした状況を踏まえて、地域で支えあう仕組みなどの再点検を行い、今日の時代状況に対応した新たな地域福祉を確立するため、本計画案を取りまとめたものでございます。策定の観点といたしまして、厚生労働省が示している「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告」では 4 つの観点を参考に見直しを行ったところでございます。

次に 13 ページの方でございまして、これまでの策定について長野市では住民の皆さんと協働で地域福祉を推進していくことが出来るように、「まちづくりアンケート調査」これを実施し、公募などによって平成 21 年 8 月に市民企画作業部会を組織しました。住民の皆さんの声をもとにした住民の皆さんの手による計画づくりを進めてまいりましたが、市民企画作業部会では、基本目標ごとに 3 つの分科会に分かれまして、部会の発足以来延べ 47 回に及ぶ検討や打ち合わせが行われてまいりました。昨年 12 月に計画の素案としてまとめられたものでございます。この素案に対して地域福祉専門分科会においてさらに検討を加えまして計画案として決定いたしました。分科会と作業部会のそれぞれの開催概要は次のとおりでございますけれども、専門

分化会が4回、部会が10回開催でございます。

以上経過についてご報告申し上げます。詳細につきましては、事務局から説明申し上げますので、以上よろしく申し上げます。

(厚生課)引き続き、厚生課から計画期間等について説明してまいりたいと思います。14ページをご覧いただきたいと思います。計画の期間ですが、第二次の計画につきましては、23年度から27年度までの5年間という中であります。

それから、目指す将来像、基本目標ですが、これにつきましては、第一次計画を踏襲するという形をとりましたので、変わりはありません。目指す将来像ですが、一人ひとりが自分らしくいきいきと、安心して暮らしていけるように、認め合い、支えあいながら共に生きていく地域社会という将来像でございます。それから基本目標につきましては、ご覧のように3つございます。この基本目標に基づきまして、次の15ページでございますが、計画の体系図ということで将来像、基本目標、それぞれ基本目標ごとにその実施内容と具体的に取り組む項目ということで示してございます。

この取り組みにつきましては、先ほども会長さんからお話ございましたように、地域に関わるさまざまな課題、問題点というものを探りまして解決に向けて取り組むということで、市民企画作業部会を発足いたしまして精力的に検討いただきまして、取り組み方法を指導いただき、事業者、市社会福祉協議会、市とそれぞれの役割を明確にしております。いかに執行できる計画にしようかということで進めてまいりました。

それから16ページをご覧ください。第二次の計画におきまして、新たに設けた項目で「施策における大切な視点と成果指標」でございます。基本目標1から2、3とそれぞれ大切な視点、それから指標項目、現状値、目標値でございます。

基本目標1におきましては、指標項目は地域福祉よろず相談の利用件数、21年に1,824件のものを地区の平均100件としまして、27年には3,200件、非難支援計画の策定地区数が21年4地区ですが、全32地区で策定するということです。

基本目標2ですが、地域福祉ワーカーの設置地区数ですが、21年は19ですが全地区32地区にするということです。

それから基本目標3ですが、指標項目、「地区地域福祉活動計画の策定地区数」ですが、20地区であるものを全地区32地区、それから「地域福祉推進拠点の整備」について10地区のものを32地区、その下にあります二つですが、市が行っているまちづくりアンケートですが、「近所で助け合える関係のある人の割合」が21.5%のところを25%~50%、それから「ボランティア活動に参加したい人の割合」を54.7%から70%以上。なお、このパーセンテージにつきましては、長野市が行っております総合計画で取り扱っております、まちづくりアンケートの指標における現状値に対する目標値ということでパーセンテージを扱っております。

それから計画の推進体制でございますが、この計画の推進を適切に行うべきということで、新たに設けるということで仮称でございますが、地域福祉計画推進委員会というものを設置するということでもあります。設置による事業の推進の進捗状況確認、評価、計画の見直しなどを行うというものでございます。

それから地域福祉庁内推進会議、こちらは庁内の組織でございます。それから本会の分科会になります地域福祉専門分科会ということで、この計画の推進を図るということでございます。

推進体制のイメージ図につきましては、17ページに記載しております。ご覧いただきたいと思っております。

それから資料5-2をご覧いただきたいと思っております。21ページをご覧いただきたいと思っております。基本目標1のところでございますが、先ほど申し上げましたようにこの計画をより実行性のあるものにするために、二次におきましては、いかに具体的に実行できるようにするのかということで計画を作りました。21ページは先ほど申し上げた内容でございます。22ページは展開のイメージ図でございます。それから次に23ページでございますけれども、それぞれの先ほどの基本目標1にあります3つの項目があります。まずはじめにどんな相談でも受け止めるということで、この項目におきまして現在の取り組み状況とその課題ということで載せてございます。それから、これからの取り組み方法、どんな相談でも受け止めるという中での取り組み方法ということでこちらにお示ししております。その中で、その下ですけれども、「地域福祉よろず相談の定着」ということで、具体的に24ページに行きますけれども、その項目、内容、担い手ということで、その項目に対するどういうことを行っていくのかという内容、担い手、実際に誰が関わっていくのかということでこちらに載せてございます。

このようにそれぞれ詳細にその課題・問題を掘り起こしていただく中でそれに対する取り組みの内容をもれなく計画の中に落とし込んであるものでございます。その中で、基本目標1から始まって、同じように基本目標2,3と続いているわけでございます。そういう中では住民自治協議会が発足する中で、地域福祉におきましては、非常に大きな課題ということでその取り組みをしっかりと進めていくということで、この計画の見直し、策定を行いました。

以上でございます。よろしくお願いたします。

【質疑応答】

(委員) 地域福祉の推進計画の見直しがなされまして、今後の課題解決とか体制とかいろいろあったんですけれども、庁内における地域福祉課とか保健福祉課とかそういった係的な部分だけではなくて、地域福祉推進をするためのスタッフ体制というんでしょうか職員体制とか、その辺は今後どのように考えているのか、もしお分かりになればお答えいただければ。

(厚生課) 16、17ページにありますように、地域福祉計画推進委員会というものは、非常に、これから地域福祉を担うものになると考えています。体制的にはこれまで計画を進めていただきました市民企画部会の方からお願いするような形で、非常に精力的にやっていただきましたので、そのようにいろいろな方々の中で、市民の方にも入っていただきますけれども、事業者の方ですとか、学識経験者とかいったなかでお願いをしたいと考えております。

(委員) それを具体的に市の職員としては、何人くらいお考えなのか。かなり総合的な取り組みなので、市の職員体制もそれなりに何人が配置するとか、あるいは福祉部局というのでしょうか、厚生課の中に地域福祉推進担当課みたいなものが必要ないように感じるのですが、いかがでしょうか。

(厚生課) 庁内体制の関係ですが、私の方では、現在、地域福祉の庁内推進会議の関係ですけれども、保健福祉部、市の社協等が中心になって構成されております。現在配置メンバーに、策定について関わっていただいたメンバーが中心になるうかと思えます。大体30人前後がそのメンバーになっております。

(委員) 要するに職員体制ですね。それを支える職員体制というのが現状のままで行くのか、それとも、もうちょっと増員した大人数をまとめあげていくのが必要なのではないか、職員体制の強化というのも、保健福祉部の中に地域福祉課みたいなものを設けていくように、今後ご検討いただけるのかどうか。

(厚生課) 今、地域福祉の関係、厚生課の方で地域福祉担当が行っていますが、現状におきましては、厚生課が引き続き担当していくことになります。ただおっしゃるように、庁内体制等連携を密に進めるということで、先ほども言いましたように、新たに設ける地域福祉推進委員会、そのような組織の方をしっかりとやっていただくことをお願いしまして、こういう計画の方は実行していきたいと考えております。

(委員) 作業部会に関わらせていただきましたけれども、中でも随分議論されたのが、第一次計画の当時と状況が変わってきている。その大きな変わりは何かという、あの当時まだ無かった住民自治協議会、それから地域福祉。その住民自治協議会と厚生課の中で福祉ワーカーを配置したり、拠点をつくったりなんかするんですけども、それがどうもこう上手くかみ合っていないところにある。これをどういう風に考えたらいいのか、ということでありますけれども、今の話に関連するのですが、地域福祉というのはまちづくり全体と関わってくるのではないかと。そうするとその地域福祉、厚生課の地域福祉ということで考えるのではなくて、まちづくり関連、正式な名称は分かりませんが、それと協働した形で、連携した形で何か機能する仕組みが必要ではないかと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

(厚生課) 今おっしゃるように都市内分権の住民自治協議会が本格稼働という中で、地域福祉計画におきましてはまさに、その住民自治協議会とは密接な連携という形

で、具体的には都市内分権課の方とも、地域福祉ワーカーの役割についてどうあるべきかということでお願いをしております。ですから、まだまだ当初の地域福祉ワーカーの設置の条件のような形で活動計画の策定と、このようにあったんですけれども、そうじゃなくて、それはそれでありませうけれども、地域福祉というものを推進していく大きな自治協の中での役割と地域福祉ワーカーがございませうので、その辺の役割をこれからやっていきたいと思っております。全体を通してまちづくりということにもなりますので、これからその辺の部分も含めて都市内分権の部分も含めて話を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(委員) 案のところの16ページ「地域福祉推進圏域の考え方」の(1)の477行政連絡区、区になると思うのですが、(2)32地区、これは住民自治協議会ということになると思うのですが、住民自治協議会が先に進んでいるところと、かなり遅れているところの差があるということと、それから477の行政区の中で、中山間地域で実際の区長さんはなんとか見つけられるけれども、あと他の役員さんがなかなか見つからないという、こういうところも出てきていると思うのですが、その辺のところを全体でどう推進していくのか、その対策っていうのはどう考えているのか教えてもらいたいと思うのですが、お願ひします。

(厚生課) いろいろ役所の中で担い手がいないという話は聞いています。ただ、本計画の中で地域福祉ワーカーの役割というのは非常に重要視された、第二次の計画となっておりますので、都市内分権の方も願ひする中で、是非各地区に地域福祉ワーカーの設置を願ひしていきたいという考えでございませう。未設置地区につきましては、23年度に入りまして、精力的に住民自治協議会の会長さんはじめ役員さんの方へ願ひにあがりたいと考えております。そういうことでこの計画を進めていく上でのワーカーの存在が大きいということをご理解いただきたいという考えでございませう。

(委員) 各地域にワーカーを設置して、そして地域福祉を進める要になってもらいたいということでありませうけれども、部会の中でやはりワーカーというのは、単にその辺にたまたま地域の中に住んでいてそういうことに長けている人がたまたまなるということでは済まないんじゃないか、かなりの専門性やスキルがそこで要求されるのではないか、そういう風に考えたときに、まちがこのワーカーの給料という報酬を補充しているわけですが、議論の中で、70万、年度内で100万、専門性とスキルを持った人を雇っていくのに、それで本当に地域の福祉を進めていくという人材がそこに来るのか、というような議論があったんですよ。それについては、どうでしょうか。

(厚生課) 確かに、今のお話のように、ワーカーの専門性なり取り組みの姿勢という対応が非常に大きいという風に考えております。そういう中でひとつには、地域の実情等を十分把握していただく中で、その問題課題を取り上げていく方、あと広

く福祉に関わる知識等をお持ちである方というように、私のほうでは認識していません。それぞれ民生委員さんがおいでになる、市での担当課がございます。そういう中で整理をしていただいてつなげていただくというような役割が必要ではないかなと考えておりますので、地域で選んでいただいたその方に対しては、研修や連絡調整会議等を通しまして技術を身につけていただくように対応したいと考えております。

長野市福祉医療費給付金について（福祉医療費給付金臨時専門分科会長、厚生課）（福祉医療費給付金臨時専門分科会長）福祉医療費給付金臨時専門分科会ということでございますけれども、ご報告させていただきます。

18ページのほうに答申案ということで載せていただいているわけでございますけれども、昨年度平成21年6月に当社会福祉審議会から「長野市福祉医療費給付金について」の諮問がございました。今年度はその諮問事項で残されている課題「所得制限のあり方」と「福祉医療制度全般の見直しについて」慎重に審議を続けてまいりました。

そんな中で最終的な審議の結果、所得制限のあり方や福祉医療制度全般について改善をしていくという方向で一致をしたわけでございますけれども、所得制限については、受給者等の経済的負担に対応していく必要が十分あるということで、現状を維持していくことが望ましいこと、また福祉医療制度全般の見直しについても精神障害者保健福祉手帳2級の方の給付対象範囲を拡大することが必要であるが、実施時期については市の財政状況を考慮して県の補助対象にされるといった、財源の裏づけが得られたときに実施することが適当であるとしたものでございます。

以上の内容を含めまして、当専門分科会で資料6のとおり答申案としてまとめさせていただきます。よろしく願いいたします。

（厚生課）引き続き、長野市福祉医療費給付金についての答申案の資料について説明をさせていただきます。

18ページ資料6の答申案「長野市福祉医療費給付金について」をご覧ください。当審議会では、平成21年6月1日に「長野市福祉医療費給付金について」の諮問を受け、平成21年度は受給者負担金の引き上げ、また、乳幼児等及び精神障害者の対象範囲の拡大について答申を行ったところです。平成22年度は諮問事項において残されていた「所得制限のあり方について」及び「福祉医療制度全般の見直しについて」の審議を行いました。

現在、福祉医療費給付金制度を取り巻く環境は、高齢社会による医療費の増加や保健制度改革による自己負担額の増加等に伴い、福祉医療費給付額がますます増加する一方で、財源である税収が落ち込み、引き続き財政は厳しい状況にあります。

このような現状を踏まえ、審議を行った結果、諮問事項について下記のとおりと

することが適当であるとの結論を得ました。

1、所得制限のあり方について、所得制限については、当面、受給者及びその世帯の経済的負担を軽減するために、現状を維持していくことが望ましい。ただし、今後新たに対象範囲の拡大などを行う場合は、それによる福祉医療費給付金の増加に伴う財源を考慮して、所得制限を含めて検討するものとします。

2、福祉医療制度全般の見直しについて、精神障害者の受給資格は、身体障害者及び知的障害者と比較して、対象範囲等が制限されていることから、精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者について、自立支援医療の通院のみに限らず、通院全般まで拡大することが必要です。なお、実施時期については、当該制度が将来にわたり持続可能なものとするために、今後、県の福祉医療費給付事業の補助制度における当該部分の改正に併せて実施することが適当です。

次に資料が細かいのですが、19 ページ別紙 1 に長野市福祉医療費給付制度所得制限のあり方検討の資料ということで、1、県と市の負担区分及び所得制限の状況、2、県補助対象と同じ所得制限を設けた場合の影響額試算ということで、これは実際に市が単独で行っている事業の負担金額ということになります。

それから次に 20 ページでございますが、別紙 2 長野市福祉医療費給付制度精神障害者の対象範囲検討資料ということで、精神障害者の対象範囲の拡大ということ、それから 2 精神障害者保健福祉手帳 2 級について通院全般まで拡大した場合の所要額試算ということであります。なお、右側の枠にありますけれども、人数は 630 人から 377 人が想定範囲で金額的には、18,277,000 円から 10,961,000 円の費用になるのではないかという風に思っております。

簡単ではありますが、以上で説明を終わります。

【質疑応答】なし

長野市障害者基本計画策定について（障害者福祉専門分科会長、障害福祉課）
（会長）障害者の諸施策につきましては皆様ご存知のとおり、昨年末に障害者自立支援法の一部改正がなされるなど、大変大きな変革期を迎えております。

また、障害者の施策につきましては、乳幼児から高齢者にいたるまで幅広い年齢層を対象といたしまして、それぞれの障害特性により障害者のニーズも多様化する状況の中、障害者施策を的確に市民の皆さんに周知していくことが必要でございます。このような観点から、分科会において慎重に審議をしまいましたが、これまでの経過についてご説明申し上げますが、長野市では長野市障害者福祉推進のためのアンケート調査を、障害当事者、市民、障害当事者団体、障害福祉サービスの所を通して実施したほか、行政も含めました福祉関係者等で構成をいたします長野市障害福祉ネットを計画策定委員会と位置づけまして、障害当事者の皆さんのご意見を参考に計画素案を作成していただきました。

そのような中で資料に基づきご説明いたしますが、資料 7-1 の 22 ページをご覧ください。長野市の障害者の状況でございます。1 身体障害者、2 知的障害者、3 精神障害者というように、それぞれ各手帳の保持者の人数を記載してございます。身体障害者、知的障害者の手帳保持者は年々増加傾向にございます。また、精神障害者の手帳保持につきましては、21 年度につきましては、前年度を若干下回っているというような状況でございます。

次に 23 ページをご覧くださいと思います。計画策定の趣旨についてでございますけれども、長野市では平成 13 年度からこれまで「第三次長野市障害者行動計画」に基づきまして、障害者施策を総合的、計画的に進めてきておりますが、この間、ご承知のように支援制度の導入、障害者基本法の改正、発達障害者支援法、障害者自立支援法及びバリアフリー新法の施行など障害者や障害福祉を取り巻く状況は、大きく変わってきております。

こうした中で現状を踏まえて、変化に的確に対応して障害者施策を進めていくために、本計画案を取りまとめたものでございます。今後更に検討を重ねまして、2 月に開催されます専門分科会において最終案として本計画を決定する予定でございます。以上分科会につきまして、私から報告させていただきました。

(障害福祉課) 計画の概要について説明させていただきます。次の 24 ページをお願いします。はじめに基本理念でございますが、これは現在国が障害者基本法の改正に向けた検討をしている中で、その関連に基づいたものと合致している内容でございます。その考え方というのは、障害は誰もが持っている個性ととらえることによってすべての人の人権を尊重し、安心して笑顔になり元気に暮らしていけるのではないかという考え方から、ご覧の表現としたものでございます。

その下の計画の期間ですが、この 3 月末で終了する今の計画を見直したもので、平成 23 年度から 32 年度までの 10 ヶ年でございます。そして、5 年後の平成 27 年には中間の見直しを行うものでございます。

その下の基本的視点でございますが、先ほど申し上げた基本理念を実現するために、今回新たに設定したものです。ご覧のとおり一つ目は、一人ひとりの尊重、二つ目が地域生活移行の推進、三つ目が地域で支えあう福祉の推進、このように教育を受けるにしても働くにしても、自分や家族が暮らしたい地域での生活をするための施策の充実を図るという考え方でございます。

従来の措置時代というのは、障害にあった施設ですとか、そういうところの生活や働く場所が多かったと思うのですが、これからの考えというのは地域での生活を大切にする、このことに基づいて推進するものです。

次に 25 ページをお願いいたします。計画の進捗状況の点検と評価についてです。計画の推進にあたっては、この計画の策定部会が行います。それから、庁内での連携を行う部会、ご覧のとおり部会がございまして、この部会によりまして、毎年

実施状況を確認して内部評価を行います。また、本会の分科会であります障害者福祉専門分科会で外部評価を受けまして、計画の推進に反映をさせてまいります。またその評価結果はホームページなどで市民に公表いたしまして、ご意見を伺ってまいります。

次に 26、27 ページをお願いします。計画の主な取り組みについてでございます。取り組みでは基本となる目標をご覧の 6 項目決めました。それぞれ基本目標ごとに新規事業と既存事業に分けて記載してございます。

新規事業といたしまして一つ例に申し上げますと、基本目標 1 にあります「共に暮らすまちづくり研究会の設置」、これですが、障害がある人の権利擁護システム構築のため、障害当事者や支援者、それから一般市民が参加する会の設立を目指すものであります。そうすることによって、権利が保障され、安心して生活を送れるような地域社会づくりをしていくための事業というものでございます。

その他の事業につきましては、ご覧のとおりでございます。

最後に 28 ページをお願いいたします。計画の進捗状況を把握して、施策に反映させるためにこの計画から新たに設定したのが、この成果指標でございます。これは、障害当事者や一般市民からアンケート調査、先ほど会長からご説明があった部分ですが、そのアンケートから導き出せる現況値から基本目標ごとに設定したものです。各項目の目標値の設定につきましては、今まで過去の推移ですとか今後の予測がつかないものですから、概ね一年で 1%以上の改正を見込んでいるものです。なお、平成 27 年度の計画の中間見直しまでは毎年アンケート調査を実施してまいりますので、それを中間点の見直しに反映させていきたいと考えているところです。

この計画素案につきましては、今月に市民の皆さんへパブリックコメントを実施しておりますので、その結果を踏まえまして、2 月に開催を予定しております障害者の専門分科会において計画案としてご決定いただきたいと考えているものでございます。以上でございます。

【質疑応答】なし

(2) その他

放課後子どもプラン施設の開館時間延長の実施についての追加説明（生涯学習課）

先ほどの放課後子どもプランの関係で、特別支援学級のうちの該当児童というご質問で、現在 10 名ほどおります。ただ、これは特別支援学級ということが判明しているものでございまして、その他保護者からの申し出で何らかの障害があるということで、普通学級等で障害があるというお子さんが 104 名おります。以上です。

【質疑応答】なし